東大和市人事行政の運営等の状況の公表

はじめに

市では、人事行政の公平性や透明性を高め、市民の皆さんの一層のご理解をいただくため、東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定し、年一回、職員の任免、給与、勤務条件、服務、研修等の状況について、次のとおり公表しています。

公 表 項 目

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 6 職員の服務の状況
- 7 職員の研修及び人事評価の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 9 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

くお問合せ>

東大和市政策経営部人事課人事係 042-563-2111 内線 1331、1333 (定員の状況についてのお問合せは、企画政策課政策担当(内線 1421) まで)

東大和市人事行政の運営等の状況の公表

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- (1)職員の任免の状況
- ① 採用者数及び退職者数の状況(令和6年度)

		採用者数		退職者数		
区分	令和6年4月1日	令和6年4月2日 ~ 令和7年3月31日	【参考】 令和7年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月30日	令和7年3月31日	
一般事務職	9人 (10人)	21人(0人)	3人(13人)	8人(1人)	20人(2人)	
土木技術職	1人(0人)	1人(0人)	1人(1人)	1人(0人)	0人(0人)	
電気技術職	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	1人(0人)	
保育士	0人(1人)	0人(0人)	0人(1人)	0人(0人)	1人(0人)	
栄養士	0人(1人)	0人(0人)	0人(1人)	0人(0人)	0人(0人)	
保健師	2人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	1人(0人)	
看護師	0人(1人)	0人(0人)	0人(1人)	0人(0人)	1人(0人)	
技能労務職	0人(4人)	0人(0人)	0人(5人)	0人(1人)	4人(1人)	
計	12人 (17人)	22人(0人)	4人(22人)	9人(2人)	28人(3人)	

- ※()内は、再任用職員数であり、外書きです。
- ② 事由別退職者数(令和6年度)

定年	勧奨	普通	懲戒	分限	失職	死亡	計
0人	0人	36 人	0人	0人	0人	1人	37 人

- (2) 職員数の状況
- ① 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分		職員		対前年	
7	部門		令和7年	増減数	主な増減理由
	議会	7人	7人	0人	
	総務	116 人	111 人	▲5 人	組織編成による減
	税務	33 人	33 人	0人	
般	民生	113 人	119 人	6人	子ども家庭支援センター設置による増
行 政	衛生	32 人	22 人	▲10 人	子ども家庭支援センター設置による減
般行政部門	農林水産	2 人	1人	▲1 人	定員の見直しによる減
L.J	商工	5 人	6人	1人	
	土木	43 人	42 人	▲1 人	欠員不補充による減
	小計	351 人	341 人	▲10 人	
政 特别門 行	教育	58 人	57 人	▲1 人	組織編成による減
門行	小計	58 人	57 人	▲1 人	
^ 公	下水道	8人	8人	0人	
会計部門	その他	32 人	33 人	1人	定員の見直しによる増
門等	小計	40 人	41 人	1人	
合計		449 人	439 人	▲10 人	

⁽注)職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、 一部事務組合への派遣職員や臨時または非常勤の職員を除きます。

② 級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	⇒ 1.
標準的な職務内容	主事	主任	係長	課長	部長	計
職員数	126 人	97 人	85 人	39 人	11 人	358 人
構成比	35. 2%	27.1%	23.7%	10.9%	3.1%	100.0%

⁽注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 技能労務職

区分	1級	2級	⇒ 1.
標準的な職務内容	技能主事	技能主任	計
職員数	0人	6人	6人
構成比	0%	100.0%	100.0%

⁽注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

③ 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

区分 20 歳	20 歳未満	20 歳~	30 歳~	40 歳~	50 歳~	60 歳~	⇒₩	
	20 成八仙	20 脉不価 29 歳	39 歳	49 歳	59 歳	65 歳	日日	
職員	数	1人	65 人	134 人	110人	111人	32 人	453 人

⁽注) 再任用短時間職員を含みます。

- ④ 定員適正化の状況
- ア 第6次行政改革大綱における定員管理の概要 計画期間 令和4年度~令和8年度
- イ 年次別職員数 (実績)の概要 (各年4月1日現在)

	区分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
部門		1年目	2年目	3年目	4年目		
一般行政	前年比	2 人	▲4 人	▲5 人	▲10 人		
一放行政	職員数	360 人	356 人	351 人	341 人		
特別行政	前年比	▲6 人	▲2人	2 人	▲1人		
特別11 図	職員数	58 人	56 人	58 人	57 人		
公営企業等	前年比	0人	▲1 人	▲1 人	1人		
会計	職員数	42 人	41 人	40 人	41 人		
合計	前年比	▲4 人	▲7人	▲4 人	▲10 人		
	職員数	460 人	453 人	449 人	439 人		
目標値		469 人	468 人	468 人	466 人		
(注) 畸 甲 料(2)	,	日 (海)电影日	炊いょなっよ	1			

⁽注)職員数には定員外職員(派遣職員等)を含みます。

2 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験の実施の状況(令和6年度)

① 専門人材通年採用枠

職種	応募者人数	受験者数	合格者数
土木技術	6人	6人	3人
建築技術	1人	1人	0人

② 令和6年7月1日付採用

職種	応募者人数	受験者数	合格者数
一般事務	318 人	242 人	25人

③ 令和7年4月1日付採用

職種	応募者人数	受験者数	合格者数
一般事務	174 人	128 人	1人
一般事務(障害)	3 人	2 人	0人
一般事務(福祉職)	7人	5 人	0人
土木技術	2 人	0人	0人
建築技術	0人	0人	0人

④ 令和7年4月1日付採用 高卒・高専卒・短大卒

職種	応募者人数	受験者数	合格者数
一般事務	32 人	25 人	3人
土木技術	1人	1人	0人
建築技術	1人	1人	0人

⑤ 令和7年4月1日付採用 東大和市一般任期付職員(部長級)

職種	応募者人数	受験者数	合格者数
一般事務	2 人	1人	1人

(2) 昇任試験・昇任選考の実施の状況(令和6年度) 令和7年4月1日付昇任

区分	対象職層	資格	対象者	受験者	合格者
主任職昇任試験	主事職	主事職の経験が6年以上で、 年齢が28歳以上34歳未満	69 人	14 人	6人
主任職昇任選考	主事職	主事職の経験が8年以上で、 年齢が34歳以上	19 人	3 人	3 人
係長職昇任選考 A	主任職	主任職昇任試験の合格者で あること	2 人	1人	1人
係長職昇任選考 B	主任職	主任職の経験が1年以上で、 年齢が36歳以上		10 人	2 人
課長職昇任選考	係長職	係長職の経験が5年以上			4 人

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和6年度一般会計決算)

住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人件費	人件費率
令和7年1月1日現在	A		В	B/A
84,996人	37,645,851千円	2,304,932千円	4,957,066千円	13.2%

- (注) 1 人件費には、特別職に支給される給料及び報酬を含みます。
 - 2 数値は、令和6年度地方財政状況調査の数値です。

(2) 職員給与費の状況(令和6年度一般会計決算)

職員数 A		給	与 費		1人当たり給与費
令和6年4月1日現在	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
418人	1,615,779千円	488, 283千円	762,512千円	2,866,574千円	6,858千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
 - 2 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道の各事業については、 特別会計等となりますので、上記の数値には含みません。
 - 3 再任用短時間職員分を含みます。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	令和5年	令和6年	
東大和市	99. 9	100. 4	
東京都	100. 5	100.5	

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与 水準を示す指数です。

(4) 一般行政職給料表の状況(令和7年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給の給料月額	184, 100 円	235,800 円	254,800 円	303, 400 円	487, 500 円
最高号給の給料月額	325,800 円	364, 100 円	419, 300 円	462, 200 円	517, 900 円

(5)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
329, 102 円	439, 566 円	42.1 歳	330,683 円	389, 321 円	53.3 歳

- (注) 1 平均給料月額とは、職員の基本給の平均です。
 - 2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、 時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(6) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	東大和市	東京都	
大学卒	225, 500円	225, 500円	
高校卒	188,000円	188,000円	

② 技能労務職

区分	東大和市	東京都
高校 卒	185, 400円	185, 400円

(7)職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職 (大学卒)	283,660円	374,678円	該当者なし	392, 400円
一般行政職 (短大卒)	該当者なし	300,400円	該当者なし	397, 900円
一般行政職 (高校卒)	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

(8) 職員手当の状況

① 期末·勤勉手当(令和6年度)

東大和市	東京都	玉
1人当たり平均支給額(令和6年度)	_	_
1,845千円		
(令和6年度支給割合)	(令和6年度支給割合)	(令和6年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.50 月分 2.35月分	2.50 月分 2.35 月分	2.50 月分 2.10 月分
(1.40)月分 (1.15)月分	(1.40)月分 (1.15)月分	(1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職务の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等こよる加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・職務段階別加算 3~20%	・職務段階別加算 3~20%	・職務段階別加算 5~20%
	・管理職加算 15~25%	・管理職加算 10~25%

⁽注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(令和7年4月1日現在)

2	② 退職手当(令和7年4月1日現在)						単位:月分)	
- 0		東大和市		東京都			国	
	区 分	普通	勧奨・定年	普通	勧奨・定年	普通	勧奨・定年	
	勤続20年	23. 00	23. 00	23. 00	23.00	19. 6695	24. 586875	
支	勤続25年	30. 50	30. 50	30. 50	30. 50	28. 0395	33. 27075	
給	勤続35年	43.00	43.00	43.00	43.00	39. 7575	47. 709	
率	最高限度額	43.00	43.00	43.00	43.00	47. 709	47. 709	
1人当	年度における (たり平均支給額 内は、平均勤続年数	11,950 千円 (16年1月)	21,099 千円 (39年0月)	_	_	_	_	

- (注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- (注) 退職手当の支給事務を共同処理するため、東大和市は他の地方公共団体とともに退職手当組合 を組織しています。退職手当組合を構成する団体の退職手当の算定方式は同じです。

③ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度(支給率	
東大和市	12 %	458 人	14 %
支給実績(令和6年	度決算)		223,864千円
支給職員1人当たり平均支約	合年額(令和6年度決算)		488, 787円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度4月1日現在の総職員数であり、再任用短時間職員を含む。

④ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

手当の種類(手当数)					8
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員	員に対する支給単価
行旅死病人取扱手当		行旅病人、行旅死亡人	実績なし	1件	死体5,000円
		等の救護、死体等の収			病人3,000円
		容等の業務			
防疫作業手当		感染症等の発生予防の	実績なし	日額	1,000円
		ための防疫作業			
危険薬物取扱手当		毒物、劇物等を使用し	実績なし	日額	2,000円
		てそ族昆虫駆除作業又			
		は農作物消毒作業			
滞納整理事務手当	納税課	市税及び市税以外の収	実績なし	日額	200円
		入の滞納整理の業務			
賦課調査事務手当	課税課	市税賦課に必要な所得	600円	日額	200円
		又は家屋の調査事務に			
		従事			
社会福祉業務手当	介護保険課	ケースワーカーの業務	1,563,400円	日額	200円
	生活福祉課	及び身体障害者の日常			
	障害福祉課	生活訓練、心身障害者			
	子ども家庭支援センター	の生活実習等の業務			
犬・猫等の死体処理	環境対策課	犬・猫等の死体等の処	600円	1件	300円
手当		理			
災害時緊急出動手当		風水震災等の非常時に	実績なし	1回	1,000円
		緊急出動した場合			
支給実績(令和6年度決算)				1,565千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)					36,386円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度決算)					9.4%

(注) 再任用短時間職員分を含む。

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	154, 269千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	386千円
支給実績(令和5年度決算)	140,990千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	341千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、再任用短時間職員を含む。

⑥ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子 11,500円 (子が満16歳となる年度の初めから満22歳となる 年度の末までは15,500円) 子以外の扶養親族 6,000円 (課長級は3,000円)	36, 835千円	204, 640円
住居手当	世帯主等のうち、満34歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者で自ら居住するための 住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払 っているもの 月額 15,000円	9, 208千円	153, 461円
管理職手当 (特別調整額)	部長及び局長 95,000円 課長及び副参事 71,000円	51,624千円	860, 405円
管理職員 特別勤務手当	参事(部長・局長) 12,000円 副参事 10,000円 (6 時間を超える勤務は 5 割増) 平日深夜(午後10時から午前5時まで) については、 参事(部長・局長) 6,000円 副参事 5,000円	565千円	21, 731円
宿日直手当	1回 12,000円	12千円	12,000円

(9)特別職等の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区	分	給料月額等			
	市長	895, 000円			
給 料	副市長	766, 000円			
	教育長	710,000円			
	議長	529,000円			
報酬	副議長	484,000円			
	議員	458,000円			
		(令和6年度支給割合)			
期末手当	市長	4.85月分			
朔木十ヨ	副市長	4.85月分			
	教育長	4.85月分			
		(令和6年度支給割合)			
###	議長	4.85月分			
期末手当	副議長	4.85月分			
	議員	4.85月分			
		(算定方式) (支給時期)			
1日聯 壬 业	市長	給料月額×支給率(400/100)×勤続年数 任期ごと			
退職手当	副市長	給料月額×支給率(300/100)×勤続年数 任期ごと			
	教育長	給料月額×支給率(250/100)×勤続年数 任期ごと			

- (注) 1 特別職の報酬等の額は「東大和市特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められています。
 - 2 退職手当の支給事務を共同処理するため、他の地方公共団体とともに退職手当組合を組織しています。退職手当組合を構成する団体の退職手当の算定方式は同じです。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間、休憩時間等の概要

職員の正規の勤務時間等は、次のとおりです。

正規の勤務時間	休憩時間	週休日	
午前8時30分~午後5時15分	正午~午後1時	日曜日・土曜日	

なお、児童館、保育園などのように、職務の性質により特別の勤務形態で勤務する必要がある職員については、勤務時間の割り振り等を別に定めています。

(2) 年次有給休暇の取得の状況

労働基準法の規定に基づき、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。 令和6年中の平均取得日数は、14.8日です。

(3) その他の休暇等の制度の概要(令和7年4月1日現在)

	種類	概要	付与日数等
	病気休暇	療養のための休暇	1回について、引き続く90 日以内
	公民権行使等 休暇	選挙権その他の公民としての権利を行使し、又 は公の職務を執行するための休暇	必要と認められる時間
	ドナー休暇	骨髄移植のための登録の申出を行う場合又は 骨髄移植のため骨髄液を提供するための休暇	必要と認められる日又は時間
	妊娠出産休暇	産前産後の休養としての休暇	出産の前後を通じて16週間(多胎妊娠の場合は、24週間)以内
特別	妊娠症状対応 休暇	妊娠に起因する症状のために勤務することが 困難な場合の休暇	1回の妊娠について、日を単 位として10日以内
休暇	早期流産休暇	妊娠初期において流産した職員が安静加療を 要すため、又は母体の健康保持等に係る休養の ため、勤務することが困難な場合の休暇	流産した日の翌日から起算 して引き続く7日以内
	母子保健健診 休暇	妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が健 康診査又は保健指導を受けるための休暇	必要と認められる時間
	妊婦通勤時間	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、当該職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに 交通混雑を避けるための休暇	正規の勤務時間の始め又は 終わりにそれぞれ30分又 はいずれか一方に60分
	育児時間	生後1年3か月に達しない生児を養育するための休暇	1日2回、それぞれ45分

	.,		
	出産支援休暇	男性職員がその配偶者の出産に当たり、子の養	出産の直前又は出産の日の
		育等を行うための休暇 	翌日から起算して2週間以
			内に1日を単位として2日
			以内
	育児参加休暇	男性職員がその配偶者の産前産後の期間に育	配偶者の出産の日の翌日か
		児に参加するための休暇	ら当該出産の日後1年(多胎
			妊娠の場合は16週間)を経
			過する日までの期間に1日
			を単位として5日以内
	子どもの看護	中学校就学の始期に達するまでの子を養育す	1年につき5日以内。
	等休暇	る職員が、その子を看護するため、又はその子	(養育する子が複数いる場合
		の入園・卒園又は入学の式典に参加するための	は1年につき10日以内)
		休暇	
	生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇	勤務が著しく困難な日
特	慶弔休暇	職員が結婚する場合又は職員の親族が死亡し	職員が結婚する場合は5日。
別		た場合等の休暇	職員の親族が死亡した場合
休			は、親族の区分により定めら
暇			れた日数(例えば、血族の父
PEX			母の場合は、10日以内)。
			職員の父母の追悼のための
			特別な行事を行う場合は1
			日。
	災害休暇	職員の現住居が災害により滅失し、又は損壊し	災害により現住居が滅失又
		たときの復旧作業等のための休暇	は損壊した日から起算して
			7 目以内
	夏季休暇	夏季(7月から9月)における、職員の心身の	5 日以内
		 健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため	
		の休暇	
	長期勤続休暇		勤続10年に達した者3日、
		及び増進するための休暇	勤続20年に達した者4日、
			勤続30年に達した者5日
	ボランティア	 	1 の年において、5 日以内
	休暇	貢献する活動を行うための休暇	7 % 1 (2 40 t C t O H SV (1)
	r I · · · IA	MIND OF INTERPRETATION OF THE PROPERTY OF THE	
	短期の介護	常態的には介護に携わっていない職員が、配偶	1年につき1日を単位とし
	休暇	者又は2親等内の親族を一時的に介護するた	て5日以内。
		めの休暇	(要介護者が複数いる場合は
			1年につき10日以内)

介護休暇	配偶者又は2親等内の親族を介護するための	連続する6か月の期間内に
	休暇 (無給)	おいて必要と認められる期
		間及び回数(6か月の期間経
		過後であっても、当該介護休
		暇の初日から2年間に限り
		通算180日間を限度とし
		て、2回まで更新可)
介護時間	配偶者又は2親等内の親族を介護するための	連続する3年の期間内にお
	休暇 (無給)	いて、正規の勤務時間の始め
		又は終わりにおいて、1日2
		時間以内

(4) 育児休業及び部分休業の取得の状況 (令和6年度)

種類	概要	取得者数
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する 日まで休業することができる制度(無給)	男性 8人 女性 22人
部分休業	小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、公務に 支障のない範囲内で、勤務時間の一部を勤務しないことが できる制度(無給)。1日を通じて2時間以内で正規の勤務 時間の始め又は終わりに承認します。	男性 3人 女性 17人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和6年度)

種類 事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	_	0 人
心身の故障の場合	0人	0 人	11 人	11 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	_	0 人
廃職又は過員を生じた場合	0人	0 人	_	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	_	-	0人	0 人
合 計	0 人	0 人	11 人	11 人

- (注) 1 分限処分は、地方公務員法第28条の規定により、公務能率を維持すること を目的として職員がその職責を十分に果たすことができない一定の事由があ る場合に職員の意に反して行う処分です。
 - 2 人数は、当該年度に新たに処分を受けた職員数です。

(2) 懲戒処分の状況 (令和6年度)

種類 事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令等に違反した場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反し、又は職 務を怠った場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合 計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(注) 懲戒処分は、地方公務員法第29条の規定により、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に法令等の違反等があった場合に行う処分です。

6 職員の服務の状況

服務に関する基本原則

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されており、さらに根本基準を受けて、次のような遵守すべき事項が定められています。

基本原則	概要
法令等及び上司の職務上の命令に従	職員は、法令等及び上司の職務上の命令に従わな
う義務(地方公務員法第32条)	ければならない。
信用失墜行為の禁止(地方公務員法第	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不
3 3 条)	名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務(地方公務員法第34	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならな
条)	い。その職を退いた後もまた同様とする。
職務に専念する義務(地方公務員法第	職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべ
3 5 条)	てをその職責遂行のために用いなければならな
	V.
政治的行為の制限(地方公務員法第3	職員は、政党その他の政治団体の結成等に関与す
6条)	るなどの政治的行為をしてはならない。
争議行為等の禁止(地方公務員法第3	職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をして
7条)	はならない。
営利企業への従事等の制限(地方公務	職員は、営利企業等に従事することが制限され、
員法第38条)	従事する場合は、任命権者の許可を得なければな
	らない。

7 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の公務能率の向上を図るため、市独自研修及び東京都市 町村職員研修所、その他の団体への派遣研修を行いました。

これらの研修を通じて、良質な市民サービスを提供するため、職員の資質及び能力の向上を図りました。

① 市独自研修 (単位:日、人、回)

種	重 別	研 修 科 目	日数	受講者数	実施回数
		4月1日付け新規採用職員研修	6	13	1
		7月1日付け新規採用職員研修	3	21	1
		新規採用職員実務フォローアップ研修	1	30	1
		接遇研修	1	17	1
		若手職員のメンタルタフネス研修	0.5	25	1
主	事	OJT 研修	0.5	21	1
		ハラスメント防止研修	0.5	24	1
		人事評価研修(被評価者訓練)	0.5	13	1
		ライフ・スイッチ研修	0.5	40	2
		不当要求防止責任者講習	0.5	49	1
		精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	0.5	26	1
		主査職昇任時研修	0.5	9	1
主	查	ハラスメント防止研修	0.5	21	1
		新規採用職員配属先主査職研修	0.5	12	1
		副参事昇任時研修	0.5	6	1
副	参事	人事評価研修 (評価者訓練基礎)	0.5	7	1
		メンタルヘルス研修	0.5	17	1
		障害を理由とする差別の解消の推進に係る 研修(実践編)	0.5	31	1
全	職員	実務研修	0.5	35	1
		e-JINZAI for government (e ラーニングサービス)			4, 940
		合 計		417	

※e-JINZAI for government (e ラーニングサービス)は、受講回数を記載した。

② 東京都市町村職員研修所が主催する研修

(単位:人)

種別		研修 科目		受講者数
		新任研修 I 期(全	全体集合研修)	15
		新任研修 I 期(均	也方自治と人権・地方公務員制度・地方財政制度・	16
		地方公務員とコン	/プライアンス)	10
		新任研修Ⅱ期		16
TIÇÎ.	基礎部門	碟部門	公務員倫理・ハラスメントの防止・メンタルヘルス	9
職層			仕事と人のマネジメント	8
別		課長新任研修	公務員倫理・ハラスメントの防止・メンタルヘルス	4
研修			管理者の役割	3
		(/	計)	71
		問題解決		9
	能力向上 部門	政策提案		7
		中堅職員の役割		8
		ベテラン職員の	役割	4

		調整力・交渉力		1け)		7
		調整力・交渉力				1
		ファシリテーター		(1.1.7.)		4
		ハードクレーム対				6
		要約力	7,4			2
		アサーティブコミ	 ュニケーション			4
		係長のためのコー				1
		判断力向上	·			2
		(小	計)	55
	1	行政法		·	·	3
		地方自治法				5
		地方公務員法				4
沒	上務研修	民法(総則、物権)	去)			4
		民法 (債権法)				1
		民法(親族法・相続				6
		(小	計)	23
		リテラシー向上				11
		デザイン思考				4
		BPR 実践				3
		データ利活用				7
		EBPM 推進				5
デシ	ジタル人材	LoGo フォーム実践				4
1	 	エクセル初級				6
		エクセル中級				13
		エクセルVBAマ				4
		パワーポイント初	J級			4
		ワード中級				6
		(小	計)	67
由	門職研修	保健師研修				3
7	14成刊	(小	計)	3
		工事監理科(建築	・電気・機械工	事)		1
		工事検査科				1
技	術職研修	道路科				1
12	111 JHA HAI 112	Jw-cad 初級				1
		AutoCAD 初級				1
		(小	計)	5
		個人住民税科(初紀				1
,	 税務部門	固定資産税科(中紀				1
美 		固定資産税科(中紀				2
実務研:		個人住民税科(中海	級)			1
修	総務・ 一般部門	自治体債権管理回り	収科			1
	(小 計)				6	
,,,,	人権啓発研修				1	
特別	男女共同参画研修				7	
別研	メンタル〜	ルス研修				1
修	講演会					11
	自治体改革	セミナー	17			1

		はじめての動画作成	1
		発達障害の理解と対応	1
		係長のためのマネジメント	2
		発想力トレーニング	2
		自分らしく働く!強み発揮研修	1
		住民に伝わる!文書やチラシデザイン研修	2
スポ	ポット	ヒューマンエラーを防ぐ!主任・主事のためのリスクマネジメント研	1
	ドクト 肝修	修	1
'ну	/11/5	職場でのタイプ別コミュニケーション(係長職以下向け)~部下・後	1
		輩の効果的な指導育成~	1
		タイムパフォーマンス向上研修~仕事の効率アップ!~	2
		防災講演会	1
		e スポーツを自治体で活用してみませんか?~インクルーシブな地域	1
		づくりに向けて~	1
		未来予測×広域連携=多摩シンカ「未来予測から広域連携を考える」	2
	(小 計)	38
		合 計	268

③ その他の団体が主催する研修

(単位:人)

③ ての他の凶体が主催する研修		(単位:八)
実施機関名	研修名(内容)	受講者数
	市町村長等・議会議員特別セミナー	1
(公財) 全国市町村研修財団	管理職のためのリーダーシップ・マネジ	1
	メント講座	1
	公共施設マネジメント実務講座	1
(一社) 日本経営協会	伝わる広報誌の作り方から SNS・動画・デ	1
	ザインまで	1
(株)トヨタ東京教育センター	安全運転研修	1
(一財) 地方公務員安全衛生推進協会	安全衛生推進者養成講習会	1
(公社) 東京労働基準協会連合会立川	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	5
労働基準協会支部	フルバー 不不至堅格而正用品具付別教育	υ
東京都市町村職員研修所研修連絡会第	第4ブロック合同研修「政策形成(創造	5
4ブロック	性開発)研修」	Ü
(一財) 東京都人材支援事業団人材育	 民事・不動産法務科	5
成センター		
特別区職員研修所	地域保健	1
 プロフェッショナルスクール(株)	都市経営プロフェッショナルスクール	2
	公民連携事業課程	2
 国土交通大学校	PRE[公的不動産活用]/FM[施設マネジメ	1
日エヘゼハナス	ント〕研修	1
合	計	25

(2) 職員の人事評価の状況(令和6年度)

全職層を対象とした人事評価を実施しています。人事評価は、職員の能力、態度、業績を客観的に評価し、管理職との面談や仕事の振り返りを通じて職員の能力開発を図ることを主な目的としています。

区分	内容
基準日	3月31日
評価期間	4月1日~翌年3月31日
評価対象者	全職員
評価項目	態度評価、能力評価、業績評価

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合制度の概要

地方公務員法第43条の規定に基づく地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられています。

東京都市町村職員共済組合では、その目的を達成するために、次の事業を行っており、 事業に必要な費用は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

東京都市町村職員共済組合における事業の概要(令和6年度)

事業種別	事業の概要		
		組合員に対す	療養の給付、入院時食事療養の給付、入院時生 活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看
	保健給付	る給付	護療養の給付、移送費、高額療養費、高額介護 合算療養費、出産費、埋葬料
/ Ha // /		家族に対する 給付	家族療養費、家族訪問看護療養の給付、家族移 送費、家族出産費、家族埋葬料
短期給付	休業給付	組合員に対する給付	傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休 業手当金、介護休業手当金
	W 17 10 11	組合員に対する給付	
	災害給付	家族に対する給付	家族弔慰金
	老齢・退職 給付	老齢厚生年金退職年金	原則として、組合員期間等が10年以上(退職年金は組合員期間が1年以上)で、かつ、65歳以上であるときに支給
	障害給付	障害厚生年金 障害手当金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定 程度の障害の状態になったときに支給
長期給付		公務障害年金	公務による病気やケガにより障害の状態になっ たときに支給
	遺族給付	遺族厚生年金公務遺族年金	在職中又は退職後に死亡したときに支給 公務による病気やケガにより死亡したときに支 給
	保健事業	組合員の保健、	保養及び教養のための事業
	宿泊事業	組合員が利用で	するための保養所及び共済会館の経営
 	貯金事業	組合員の貯金の	0受入れとその運用及び有利な利息の支払い
福祉事業	貸付事業	組合員の臨時に必要な資金の	の支出に必要な資金や住宅及び土地取得のため の貸付
	物資事業		とする物資の低廉な価格による供給

(2)職員互助会の概要

職員互助会は、職員(会員)の互助共済、元気回復その他職員の厚生に関する事項を実施するため、条例に基づき設置されています。

職員互助会では、次の事業を行っており、事業に必要な運営費は、職員(会員)の会費と地方公務員法第42条の規定に基づく事業主である市からの補助金等によって賄われています。

職員互助会における事業の概要(令和6年度)

事業	事業の概要	
短利巨化本类	宿泊助成、人間ドック・脳ドック利用助成、共済組合直営保養	
福利厚生事業	所利用助成、インフルエンザ予防接種助成等	
伙	結婚祝、出産祝、永年勤続者祝、卒業祝、死亡弔慰金補填金、災	
給付事業	害見舞金、死亡等見舞金	
貸付事業	物資購入等のための貸付	

(3) 公務災害等の発生の状況

地方公務員法第45条の規定に基づく、災害補償に関する制度は、地方公務員災害補償 法で定められており、地方公務員災害補償基金で補償を行っています。

地方公務員災害補償基金が行う補償に必要な費用は、事業主である市からの負担金によって賄われています。

公務災害等発生状況(令和6年度)

骨折	打撲	その他	合計
1 件	1 件	1 件	3 件

(4) 健康診断等の実施の状況

職員の福祉の増進と行政能率の向上を図るため、労働安全衛生法及び東大和市職員労働 安全衛生管理規則に基づき、職員の健康管理を行っています。

また、産業医による作業場等の職場巡視等を実施し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあると認めたときは、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じています。

① 健康診断等の受診の状況(令和6年度) (単位:人)

種別	人数
定期健康診断	346
VDT 検診	23
大腸がん検診	340
採用時健診	26

② メンタルヘルス対策事業(令和6年度)

- ・メンタルヘルス相談 実施回数 36回 利用人数 121人(延べ人数)
- ・メンタルヘルス研修 実施回数 2回 受講人数 50人
- ・ストレスチェック 受検者数 699 人 高ストレス基準該当者数 72 人 メンタルヘルス相談利用者 0 人 産業医の面接指導実施者数 0 人

③ 衛生委員会等の実施の状況 (令和6年度)

- ・衛生委員会 実施回数 5回
- · 産業医職場巡視 実施回数 3回

9 東京都市町村公平委員会の業務の状況

市では、関係団体と共同して東京都市町村公平委員会を設置しています。市の職員についての東京都市町村公平委員会の業務の状況は、次のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、 公平委員会に対して、適当な措置が執られるよう要求することができるとされており、令 和6年度の措置の要求の件数は、0件でした。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第49条の2の規定により、職員は、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分に関し、公平委員会に対して、審査請求をすることができるとされており、令和6年度の審査請求の件数は、0件でした。

(3) 苦情の処理の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定により、職員は勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を公平委員会にすることができるとされており、令和6年度の苦情処理の件数は、0件でした。